

付帯サービスについて

すべてのご契約でご利用いただけるサービスです。

東京海上日動のホームページで、事故・災害防止等の情報をご提供します。

事故防止アシスト
自動セット

www.tokiomarine-nichido.co.jp

●防災・防犯情報サイト ●情報サイト「セイフティコンパス」 ●安全運転情報サイト

※事故防止アシストは、東京海上日動のホームページを閲覧できる環境においてご提供します。
※ご利用にあたっては、保険証券記載の証券番号とパスワードが必要です。

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄の医療機関をご案内します。

メディカルアシスト
24時間365日受付
自動セット ※1

0120-708-110

●緊急医療相談 ●医療機関案内 ●予約制専門医相談 ●がん専用相談窓口 ●転院・患者移送手配

※1 被保険者(補償を受けられる方)が個人のご契約の場合にご利用いただけます。

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

介護アシスト
平日午前9時～午後5時受付
自動セット

0120-428-834

●電話介護相談 ●各種サービス優待紹介

www.kaigonw.ne.jp ●インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」
ホームページを通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

※各サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

ご契約のしおり(約款)・保険証券の発行について

「ご契約のしおり(約款)」・「保険証券」の発行方法について、以下のいずれかをご選択ください。

ご契約のしおり(約款)	「Web約款(ご契約のしおり(約款)を東京海上日動ホームページ上で閲覧いただく方法)」または「冊子での送付」
保険証券	「Web証券(保険証券を発行せずにご契約内容を東京海上日動ホームページ上で閲覧いただく方法)※2」または「書面での発行」

※2 法人契約や明細型契約等一部のご契約は、「Web証券」をご選択いただけません。書面で保険証券を発行します。

また、質権付契約で「Web証券」をご選択いただいた場合、質権者様へお送りすべき保険証券については書面で発行します。

「Web証券」をご選択いただいたお客様は、東京海上日動ホームページ内の契約者さま専用ページ(マイページ)でご契約内容をご確認いただくこととなりますので、ご契約内容の確認方法等をご案内する「ご契約内容の確認方法のご案内ハガキ※3」をお送りします。大切に保管してください。

※3 地震保険をあわせてご契約いただいた場合、ご契約いただいた年に払込みいただいた地震保険料に対する「地震保険料控除証明書」を添付します。

詳しい補償内容については「ご契約のしおり(約款)」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページでご参照いただくか、代理店または東京海上日動までご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

※申込書等において本冊子を「重要事項説明書」と記載することがあります。

東京海上日動のホームページのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.jp

東京海上日動のホームページでは、契約者さま専用ページ(マイページ)をご用意しております。上記URLよりアクセスのうえ是非ご利用ください。

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番(事故受付センター) 0120-119-110 受付時間●24時間365日

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動火災保険株式会社 TEL.06-6203-1520 TEL.03-3285-1831
受付時間●平日:午前9時～午後5時(年末年始を除きます。)

◆お問い合わせ先

〈取扱代理店〉

セキスイ保険サービス株式会社

〒530-8565 大阪市北区西天満2-4-4(堂島関電ビル)
TEL.06-6365-4121
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-21(新虎ノ門実業会館)
TEL.03-5521-0760
〒371-0805 群馬県前橋市南町3-36-3(ユーク駅南ビル)
TEL.027-212-5464
<http://www.sekisui.co.jp/hoken/>

〈引受保険会社〉

東京海上日動火災保険株式会社

〈担当課〉関西営業第一部営業第二課 化学産業営業部営業第一室

19-T01391 | 2019年6月作成

SEKISUI

東京海上日動

2019年10月1日以降始期用

大切な住まいや財産を末永く守る“安心”をサポート。
セキスイハイムオーナーズ保険

「セキスイハイムオーナーズ保険」は東京海上日動火災保険株式会社「トータルアシスト住まいの保険(住まいの保険および地震保険)」のセキスイハイム用販売タイプのペットネームです。本冊子は「トータルアシスト住まいの保険」の「パンフレット兼重要事項説明書」です。

セキスイハイムのオーナーの
みなさまのためにご用意しました。

普通保険約款、特約およびサービスの利用規約の内容については、東京海上日動のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/live/covenant)にてご参照いただけます。お申込み前に約款(冊子)を希望される場合は、代理店または東京海上日動までお申出ください。
※保険期間が終了するまで、本冊子を「ご契約のしおり(約款)」と合わせて大切に保管してください。

セキスイハイム®

「セキスイハイムオーナーズ保険」は、
**セキスイハイムをお建ていただいた
オーナー様のために、ご用意しました
住まいの保険・地震保険です。**
一般の火災保険と比べて、**保険料が割安**です。

※適用には、条件があります。

ご存知ですか？

- ポイント1** 住まいの保険では火災リスクだけではなく、自然災害リスクや水濡れ・盗難などの家庭での日常災害リスクも補償されます。
- ポイント2** 家電製品や衣類・食器などの家財は、建物の保険では補償されません。
- ポイント3** 様々なオプションで、思いがけないリスクに備えることができます。
- ポイント4** 地震を原因とする火災などの損害は、住まいの保険では補償されません。



建物はもちろん、家財に対しても
住まいの保険と地震保険を総合的にお考えください。
また、賃貸住宅オーナーの方は
建物の火災・地震リスクはもちろん、
事故に伴う経営リスクに対しての補償もお考えください。

万一、事故の場合には
グループ一丸となって安心をお届けします。

セキスイハイムグループの総合サポート

セキスイハイム、セキスイファミエスの担当にご連絡をいただくことにより、その後の補修や保険金のご請求はグループ内で連携を取り、対応させていただきます。



セキスイハイムオーナー様

事故のご連絡

修理
保険金請求の
お手続き*1

セキスイハイム
セキスイファミエス

セキスイ
保険サービス

東京海上日動

保険金
お支払い*2

*1 セキスイ保険サービスまたは保険会社より直接ご案内することがあります。

*2 「保険金請求書」については保険会社よりお客様へ送付しますので、直接保険会社へご提出ください。

一般の火災保険



保険会社

代理店

修理メーカー

お客様ご自身で、
補修依頼から保険
金のご請求まで、
それぞれに連絡・
対応していただく
必要があります。

セキスイハイムオーナーのみなさまへ
大切な住まいや財産を末永く守る“安心”をサポート。

住まいの保険では火災リスクだけではなく、自然災害リスクや水濡れ・盗難などの家庭での日常災害リスクも補償されます。



※詳しくは9～10ページをご参照ください。

住まいの保険『建物』

火災や台風などの自然災害はもちろん、日常災害リスクも補償します！
ご契約は、「3タイプ」からお選びいただけます。

お住まいの復旧に必要な「思いもよらない費用」もお支払いします。

補償は「再取得価額」が基準ですので、ご安心ください。

「再取得価額」とは…支払限度額（保険金額）を限度として同等の新築建物等を再取得するために必要な金額です。

※建物の保険の対象には門、塀、垣や外灯等の屋外設備装置、物置・車庫等の付属建物を含みます。

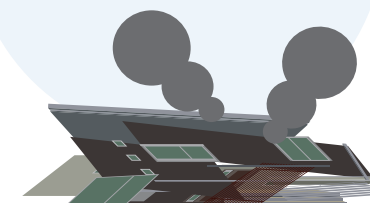


【全損時の保険金支払いに関する特約】

全損時（建物の損害額が再取得価額の80%以上）には、
建物の支払限度額（保険金額）をお支払いします。

※ただし、「再取得価額×当該保険金の支払割合の1.3倍」を限度とします。

損害額が
再取得価額の
80%以上



建物保険の支払限
度額（保険金額）を
全額お支払い

『建物』実際に、このような事例がありました。

火災リスク

火災

隣家から出火し、自宅の壁・
サッシ・庇等が焦げた

お支払保険金 約**304万円**



火災リスク

落雷

落雷により太陽光パワーコンディショナー
と玄関インターホンが故障した

お支払保険金 約**54万円**



日常災害リスク

盗難

空き巣被害により窓ガラス・窓枠を
壊された

お支払保険金 約**8万円**



日常災害リスク

車両の衝突

賃貸住宅エントランスのゲート・フェンス部分に
自動車で当て逃げされ、破損した

お支払保険金 約**300万円**



自然災害リスク

風災

平成30年の台風21号により
窓ガラスと屋根が破損した

お支払保険金 約**570万円**



自然災害リスク

雪災

大雪によりカーポートとテラスが
破損した

お支払保険金 約**129万円**



日常災害リスク

偶然な破損事故等

折り畳み式テーブルを移動中に誤って
落としてしまい、床を破損した

お支払保険金 約**5万円**



日常災害リスク

偶然な破損事故等

入浴中に浴槽から立ち上がる際に
ふらつき、手をついた内壁を破損させた

お支払保険金 約**11万円**

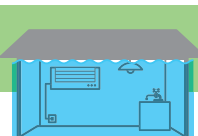


自然災害リスク

水災

平成30年の豪雨により
1階天井まで浸水した

お支払保険金 約**2,990万円**

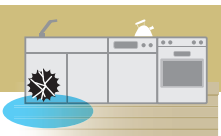


日常災害リスク

水濡れ

台所の排水管より漏水し、システム
キッチンとフローリングが破損した

お支払保険金 約**183万円**



日常災害リスク

電氣的・機械的事故

温水洗浄便座が故障し、
水が出なくなった

お支払保険金 約**12万円**



日常災害リスク

電氣的・機械的事故

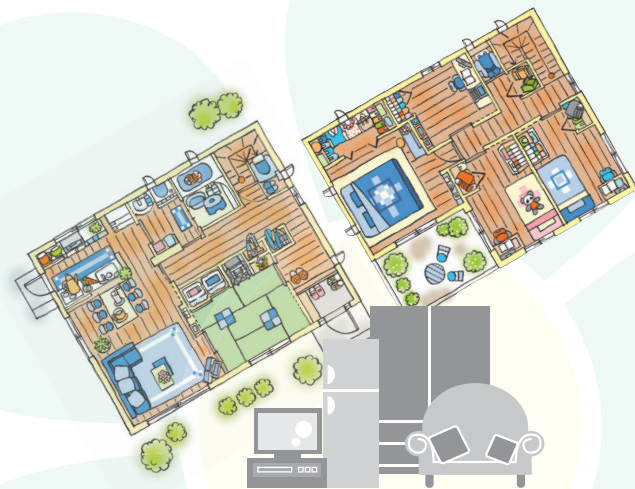
エコキュートが故障したため、
部品を交換した

お支払保険金 約**15万円**



セキスイハイムオーナーのみなさまへ
大切な住まいや財産を末永く守る“安心”をサポート。

建物の保険では家財は補償されません。
家財の損害については、別途家財の保険をご契約いただく必要があります。



※詳しくは9～10ページをご参照ください。

住まいの保険『家財』

大切な家財もしっかり補償します！

思わぬリスクから家族の必需品を守ります！

〈家財の支払限度額(保険金額)の目安〉

右記の所有金額を参考にして、支払限度額(保険金額)を設定してください。

面積	家財の所有金額の目安
33㎡未満	580万円
～66㎡未満	960万円
～99㎡未満	1,210万円
～132㎡未満	1,580万円
132㎡以上	1,930万円

家財の値段(価値)は予想以上

居間	
応接セット、サイドボード等	48万円
テレビ・DVDレコーダー等	25万円
ファンヒーター・空気清浄機等	25万円
パソコン*1・プリンタ等	46万円
その他	29万円

*1 ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器は、「偶然な破損事故等」によって生じた損害については保険金をお支払いしません。
※家財とは建物内(軒下を含みます。)に収容される、生活用の家具、衣服、その他の生活に必要な動産をいいます。

に高額です！ ※持ち家にお住まいの方の一例です。再取得価額(同等のものを新たに購入するのに必要な金額)で算出したものです。

台所、浴室	
食器戸棚(×2)	20万円
冷蔵庫・オープン	20万円
食器類・調理器具	46万円
食堂テーブル・イス	5万円
洗濯機・ランドリー	13万円
その他	32万円

※家財の補償額は1口:100万円～99口:9,900万円まで口数で設定し、設定した支払限度額(保険金額)の範囲内で実際の損害額(修理費)から免責金額(自己負担額)を差し引いてお支払いします。
※高額貴金属等(1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等)は1事故あたり合計100万円まで補償します。また追加の保険料をいただくことで、支払限度額(保険金額)を500万円または1,000万円に増額することも可能です。

和室	
和・洋ダンス(各1)、整理ダンス(×2)	31万円
婦人和服	102万円
紳士・婦人コート、スーツ、他衣類	372万円
寝具(客用含む)	11万円
本棚・書籍	17万円
化粧台・化粧品一式	6万円
その他	120万円

※家財を収容する建物と同時にご契約いただく場合のみ、保険期間を6年以上とすることができます。
※併用住宅の場合、追加の保険料をいただくことで、設備・什器、商品・製品も補償することが可能です。設備・什器、商品・製品は建物内(軒下を含みます。)に収容される業務用の設備、装置、什器や備品等の動産、および販売用の商品・製品やその原料、材料等の動産をいいます。保険期間は設備・什器は1年から5年、商品・製品は1年に限ります。

『家財』実際に、このような事例がありました。

火災リスク 火災

寝室の電気スタンドのコンセントがショートして出火し、クローゼットの中の衣類が焼失した

お支払保険金 約**163万円**

火災リスク 落雷

落雷によりパソコン・テレビが故障した

お支払保険金 約**12万円**

自然災害リスク 風災

台風で窓ガラスが破損し、吹き込んだ風で電気スタンドが倒れて破損した

お支払保険金 約**11万円**

自然災害リスク 水災

大雨による床上浸水により家財一式に損害が生じた

お支払保険金 約**214万円**

日常災害リスク 水濡れ

1階洗面所から水濡れが生じ、家電の一部が破損した

お支払保険金 約**64万円**

日常災害リスク 盗難

泥棒に入られ現金89万円を盗まれた

お支払保険金 **30万円**

日常災害リスク 盗難

空き巣により玄関ドアをバールでこじあけられバッグ・時計・貴金属類を盗まれた

お支払保険金 約**133万円**

日常災害リスク 外部からの物体の飛来

外部から飛んできたボールが窓から入り、テレビに衝突し、破損した

お支払保険金 約**15万円**

日常災害リスク 偶然な破損事故等

料理中にミキサーを倒し、接触した電子レンジが破損した

お支払保険金 約**4万円**

日常災害リスク 偶然な破損事故等

子供が椅子にぶつかり、肘掛けが折れた

お支払保険金 約**3万円**

日常災害リスク 偶然な破損事故等

自宅内で袋に入れたカメラ・ビデオを誤って落としてしまい、破損した

お支払保険金 約**3万円**

日常災害リスク 偶然な破損事故等

模様替えのためテレビを移動中、誤って落としてしまい、破損した

お支払保険金 約**18万円**

セキスイハイムオーナーのみなさまへ
大切な住まいや財産を末永く守る“安心”をサポート。

様々なオプションで思いがけない
リスクに備えて、安心のうえに安心を。

※詳しくは13～14ページをご参照ください。

住まいの保険『オプション』（追加の補償）

賠償責任リスクや類焼リスクからオーナー様を守ります！

建物のご契約に、別途オプション（特約）を
セットしていただく必要があります。

賃貸住宅経営に関する不安も解消！

賃貸住宅が火災となった場合、建物の損害だけではありません。
隣家への類焼などの波及損害が発生することがあります。
また、アパートの所有・管理にまつわる不測の賠償事故や
家賃の損失が発生する可能性もあります。



『オプション』 実際に、このような事例がありました。

賠償責任リスク

個人賠償責任

知人宅のDVDプレイヤーを
子供が誤って落とし、破損させた

お支払保険金 約1万円



賠償責任リスク

個人賠償責任

自転車運転中に交差点で通行人に衝突し、通行人が転倒して
頭を打ち意識不明の状態となり、治療費・休業損害・
慰謝料等の賠償責任が発生した

お支払保険金 約4,500万円



類焼リスク

類焼

自宅から出火し、隣家（火災保険未加入）に
燃え移り、消火活動により窓ガラスが破損、
また家電が濡れて使用不能になった

お支払保険金 約200万円



賠償責任リスク

建物管理賠償責任

賃貸住宅敷地内の側溝のグレーチング（蓋・みぞふた）が外れて
いるところで通行人が足を踏み外して骨折し、
治療費と休業損害が発生した

お支払保険金 約550万円



地震を原因とする火災は、
住まいの保険では補償されません。

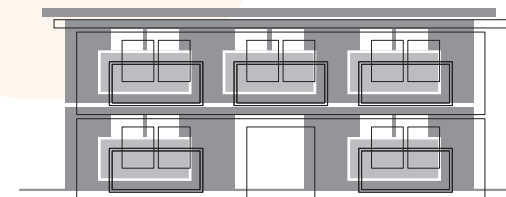
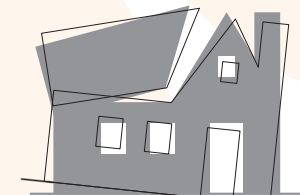
※詳しくは15～16ページをご参照ください。

『地震保険』もあわせて万一の備えを！

大地震での近所からの「もらい火」なども補償します！

地震等による損害については、
住まいの保険とあわせて
地震保険をご契約いただく必要があります。

住まいの保険では、地震・噴火または
これらによる津波を原因とする火災等の損害については
保険金をお支払いしません（地震火災費用保険金をお
支払いする場合があります。）。



過去に発生した保険金支払事例（※地震保険の場合、損害の程度に応じて地震保険保険金額の一定割合をお支払いします。）

『地震保険』

地震リスク

地震（建物）

建物の基礎に1m程度ずれが生じ、
建物が傾いた（全損）

お支払保険金 約1,500万円



地震リスク

地震（建物）

津波で床上浸水170cmとなった
（全損）

お支払保険金 約2,000万円



地震リスク

地震（建物）

外壁の一部分にひび割れが生じた
（一部損）

お支払保険金 約80万円

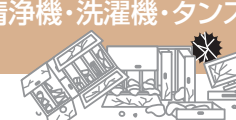


地震リスク

地震（家財）

地震によりテレビ・食器類・空気清浄機・洗濯機・タンス・
パソコン等が破損した（全損）

お支払保険金 約500万円

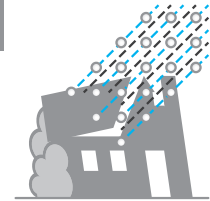
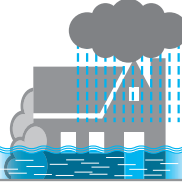
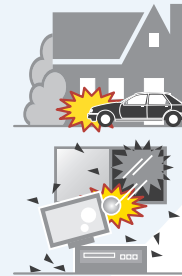
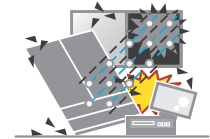
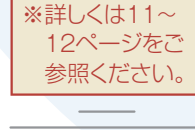


建物・家財にかかわるリスクと、復旧に必要な修理費用もしっかり補償します。 3タイプの『セキスイハイムオーナーズ 保険』



実際にかかった損害額(修理費^{*1})を基準に保険金をお支払いします! ※保険金のお支払いの対象外となる場合があります。詳しくは11～12・22ページをご参照ください。

ご契約タイプは、お客様のご希望にあわせてお選びいただけます。実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。 1～8…免責金額(自己負担額)なし 9・10…免責金額(自己負担額)5,000円

		火災リスク		自然災害リスク		日常災害リスク					
		1 火災、 破裂・爆発	2 落雷	3 風災、雹災、 雪災*2	4 水災 ※詳しくは下図を ご参照ください。	5 給排水設備に 生じた事故等による 水濡れ*3	6 盗難	7 車両の衝突または 建物の外部からの物体の 落下・飛来・衝突等	8 労働争議等に伴う 暴力・破壊行為等	9 左記以外の偶然な 破損事故等	10 建物付属 機械設備等 電氣的・機械的 事故
	建物										
	家財										
ワイドプラスタイプ	☐ 建物 ☐ 家財										
ワイドタイプ	☐ 建物 ☐ 家財										
スタンダードタイプ	☐ 建物 ☐ 家財										

※詳しくは11～12ページをご参照ください。

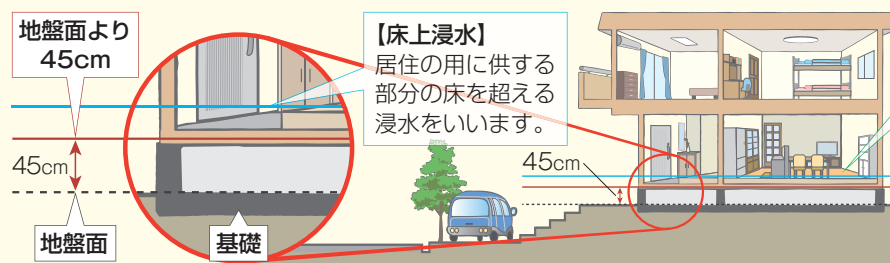
家財は補償しません

家財は補償しません

『水災補償』のご説明

以下のいずれかの場合に補償します。

- ①床上浸水の時
- ②地盤面から45cmを超える浸水の時
- ③損害割合が30%以上のとき



【床上浸水】
居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。

【床】
畳敷または板張などのものをいい、土間、たたきの類を除きます。

【地盤面】
地盤面とは、建物が周囲の地面と接する位置をいいます。ただし、床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。

家財の盗難事故の場合、保険証券記載の建物内に収容される通貨等は30万円、預貯金証書は500万円が1事故あたりの支払限度額(保険金額)となります。
※家財保険をご契約の場合のみ補償します。

家財については1事故あたりの支払限度額(保険金額)は50万円となります。

※水災とは、台風・暴風雨・豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の災害をいいます。

全タイプ標準セット 思わぬ出費もカバーされるので 安心!

損害保険金(1～9)以外にも、様々な費用をお支払いします。

※B～Dの費用の合計額は損害保険金の額を上限とし、損害保険金に加え費用保険金としてお支払いします(損害保険金をお支払いする場合に限りお支払いします。)

費用リスク

A 臨時費用補償特約



B 修理付帯費用保険金



C 損害拡大防止費用保険金



D 請求権の保全・行使 手続費用保険金



E 失火見舞費用保険金



F 水道管凍結修理費用保険金



G 地震火災費用保険金



- *1 修理費には、修理と密接に関わる以下の費用を含みます。
①残存物取片づけ費用…修理に際し、損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用
②仮修理費用…災害によって屋根や窓、ドア等が破損し、本修理を行うまでの間、早急に修理する必要がある場合の仮修理費用
③損害範囲確定費用…修理に際し、損害の範囲を確定するために必要な調査費用
上記①～③の費用を含めた損害保険金の額が支払限度額(保険金額)を超えた場合でも、「支払限度額(保険金額)×2倍(左記費用リスクのB～Dの費用保険金も含む)」まで補償します。ただし、損害保険金から上記①～③の費用を除いた金額は、支払限度額(保険金額)が限度となります。
- *2 「融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故」を除きます。
- *3 給排水設備に生じた事故による水濡れ、または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故による水濡れをいいます(ただし、給排水設備自体に生じた損害を除きます。)

建物付属機械設備のトラブルは身近に起こります！

「ワイドプラスタイプ」なら建物付属機械設備の電気的・機械的・事故の損害も補償します！

建物に付属した機械設備(空調設備、電気設備、給排水・衛生・消火装置等)に生じた偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的・事故による損害を補償します。

お支払いする損害保険金は **損害額(修理費) — 5,000円(自己負担額)** です。

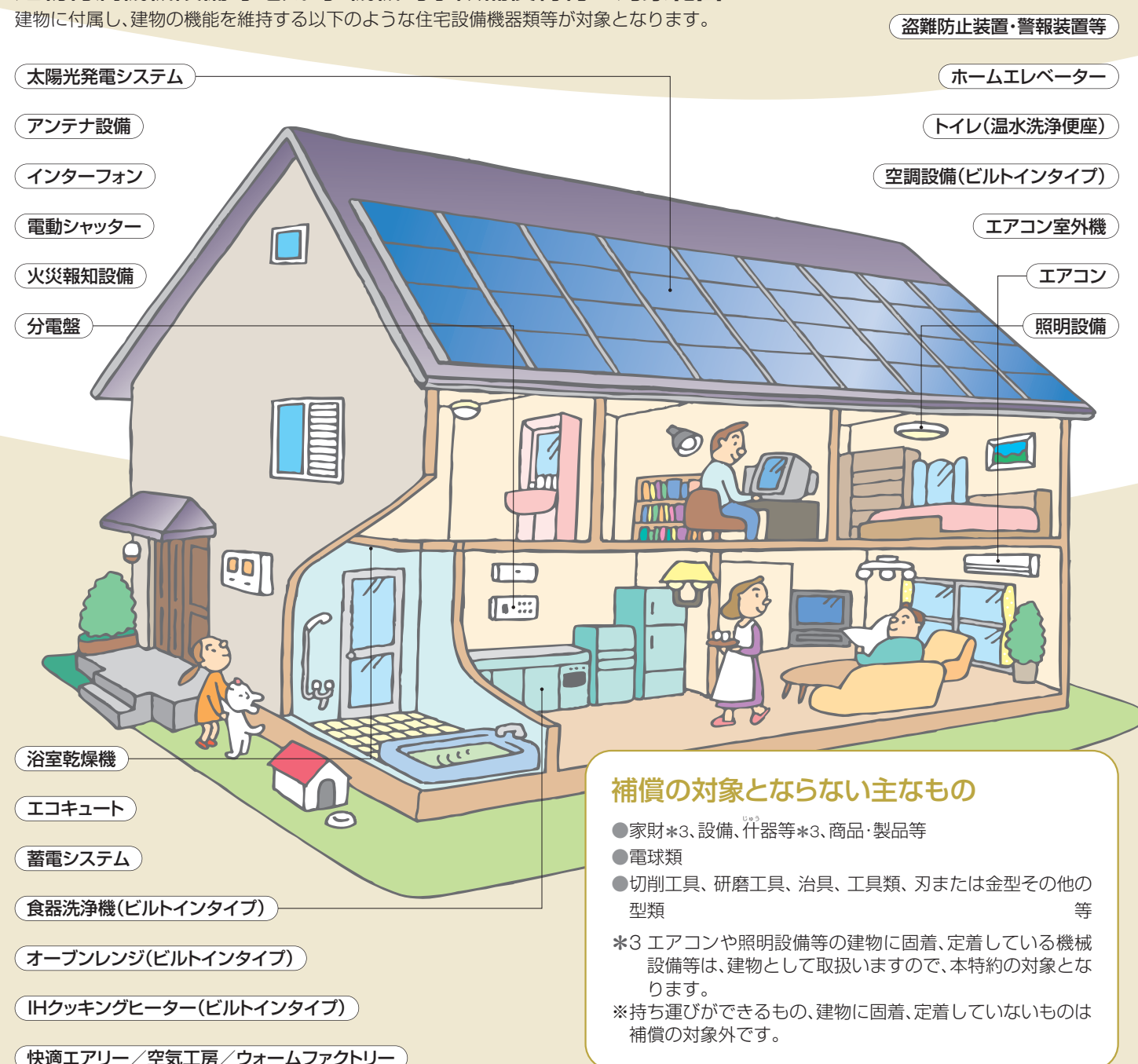
支払限度額(保険金額)を上限とします*1。

*1 「残存物取片づけ費用」「損害範囲確定費用」「仮修理費用」を含めた損害保険金の額が支払限度額を超える場合は、「修理付帯費用保険金」「損害拡大防止費用保険金」「請求権の保全・行使手続費用保険金」と合わせて、支払限度額の2倍を限度に*2お支払いします。ただし、上記の費用と費用保険金を除いた額は、支払限度額を限度とします。

*2 2017年1月1日以降に起きた事故に限ります。

建物付属機械設備等電気的・機械的・事故補償特約の対象範囲

建物に付属し、建物の機能を維持する以下のような住宅設備機器類等が対象となります。



補償の対象とならない主なもの

- 家財*3、設備、什器等*3、商品・製品等
- 電球類
- 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型その他の型類

*3 エアコンや照明設備等の建物に固着、定着している機械設備等は、建物として取扱いますので、本特約の対象となります。

*持ち運びができるもの、建物に固着、定着していないものは補償の対象外です。

建物に付属した機械設備には思いがけない事故が起こる場合があります！

エアコンが効かない

エアコンの室外機内の部品が損傷して、冷風が出なくなった。



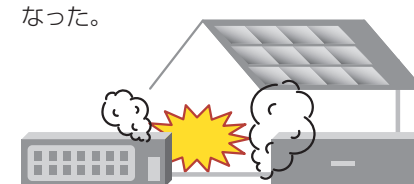
エコキュートのお湯が出ない

エコキュートの内部部品が損傷して、お湯が出なくなった。



太陽光発電が機能しない

屋根上のモジュールの電極故障によりパワーコンディショナーが機能しなくなった。



故障の原因は、自然の消耗または劣化ではない

保険金をお支払いできる場合があります。

保険金をお支払いする主な損害

左記「対象範囲」記載の建物付属機械設備等に電気的・機械的・事故による損害が生じた場合、損害保険金をお支払いします。

「不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気的作用や機械の稼動に伴って発生した事故」となります。機械の設備や内在する原因により、電気的・機械的な作用で損害が発生した事故が「電気的・機械的・事故」となります。

電気的・事故

短絡、過電流、過電圧、空気中の電気的作用、その他の電気的現象により溶解溶断、炭化、噴煙、変色、焦損等の損害が発生した事故。

機械的・事故

様々な機械的作用に伴って損害が生じたもので、電気的作用以外による事故。

故障の原因は、自然の消耗または劣化である

申し訳ございません。
保険金をお支払いすることができません。

保険金をお支払いできない主な損害

●保険の対象のメーカーや販売店等が被保険者(補償を受けられる方)に対し法律上または契約上の責任*4を負うべき損害

●自然の消耗または劣化*5によって生じた損害

●ねずみ食いまたは虫食い等によって生じた損害

●保険の対象に対する加工*6、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害

●不当な修理や改造によって生じた事故によって生じた損害

●消耗部品(乾電池、充電電池、電球、替刃、針等)および付属部品の交換によって生じた損害

*4 メーカー保証や販売店等の延長保証がある場合、その保証制度に基づくメーカーや販売店等の責任を含みます。

*5 保険の対象である機械・設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。

*6 加工には、増築、改築、修繕または取りこわしを含みます。

！本特約とメーカー保証は重複して支払われません

	保険始期	保険満期
設備A	メーカー保証	本特約にて補償
設備B	メーカー保証	販売店の延長保証 本特約にて補償
設備C	メーカー保証	本特約にて補償 交換 メーカー保証 本特約にて補償
設備D	追加*7	メーカー保証 本特約にて補償

*7 設備を追加される際には保険金額の増額が必要な場合がありますので、ご契約の代理店または東京海上日動までご連絡ください。



さらに、オプション(追加の補償)もご用意!

思いがけないリスクに備えて、安心のうえに安心を。 ※お支払いする保険金の概要につきましては18～19ページをご覧ください。

■ 水災リスク

■ 特定設備水災補償特約(浸水条件なし)

水災事故で水災補償の浸水条件*1に該当しない事故によって、ご自宅の空調・冷暖房設備、充電・発電・蓄電設備および給湯設備等、「ご契約の建物に付加した」もしくは「敷地内の土地に固着・固定された」特定の機械設備に生じた損害を補償します。

支払限度額(1事故あたり)…50万円、100万円、150万円から選択



■ 賠償責任リスク

■ 個人賠償責任補償特約 *2

補償を受けられる方(被保険者本人)やそのご家族等が、日常生活や住宅の管理不備等で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったとき、線路への立入り等により電車等を運行不能にさせたとき、または日本国内で受託した財物(受託品)*3を壊したり盗まれてしまったときの法律上の損害賠償責任を補償します(国内外の事故を補償します。).

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、

示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

支払限度額(1事故あたり)

以下の2パターンより選択可能です。

①国内:1億円、国外:1億円

②国内:無制限、国外:1億円

※②は保険期間5年以下の場合に限り、ご契約いただけます。

被保険者(補償を受けられる方)の範囲

①被保険者ご本人

②被保険者ご本人の配偶者*4

③被保険者ご本人またはその配偶者*4の同居の親族

④被保険者ご本人またはその配偶者*4の別居の未婚の子

⑤被保険者ご本人が未成年者または責任無能力者である場合は、被保険者ご本人の親権者およびその他の法定の監督義務者等*5

⑥②から④のいずれかの方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等*5

❗ この特約は「本人」の指定が必要です。「本人」とは主契約の被保険者(保険の対象の所有者)または契約者となります。



■ 類焼リスク

■ 類焼損害補償特約 *2

ご自宅からの出火により、ご近所の住宅や家財が類焼し、類焼先の火災保険で十分に復旧できない場合、法律上の賠償責任が生じないときであっても修復費用の不足分を補償します。

支払限度額(1事故あたり)…1億円

❗ この特約をご契約いただく場合には、原則「個人賠償責任補償特約」とあわせてご契約いただけます。この特約は専用住宅物件のみご契約いただけます。



*1 9、10ページの『水災補償』のご説明をご覧ください。

*2 被保険者(補償を受けられる方)またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

*3 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は受託品に含みません。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

賃貸住宅オーナー専用のオプション(追加の補償)もご用意!

■ 経営リスク(賠償責任)

■ 建物管理賠償責任補償特約

建物の管理不備に起因する偶然な事故により、他人にケガ等を負わせたり、他人の物を壊したりした場合の法律上の賠償費用を補償します。

支払限度額(1事故あたり)…1億円、3億円、5億円から選択



■ 経営リスク(家賃収入)

■ 家賃収入補償特約

火災等の事故*6によって貸家や貸しアパート等が損害を受けた場合に、復旧までの期間に家賃に生じた損失を補償します。

支払対象期間(1事故あたり)…6か月間



■ 家主費用補償特約

家賃収入補償特約を契約した場合にセットできます。

賃貸住宅内で孤独死等の特定事由事故*7が発生した際に、家主が負担する空室期間や値引期間が発生したことによる家賃の損失、原状回復費用・遺品整理等費用*8を補償します。

支払対象期間(1事故あたり)…12か月間

■ 入居者リスク(賠償責任)

■ 個人賠償責任補償特約(包括契約用) *2

賃貸住宅の入居者の方またはそのご家族等が、日常生活や住宅の管理不備等で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったとき、線路への立入り等により電車等を運行不能にさせたとき、または日本国内で受託した財物(受託品)*3を壊したり盗まれてしまったときの、法律上の損害賠償責任を補償します(国内外の事故を補償します。).

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、

示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

支払限度額(1事故あたり)…国内:1億円 国外:1億円

被保険者(補償を受けられる方)の範囲

①居住用戸室に居住している者

②居住用戸室に居住している者の配偶者*4

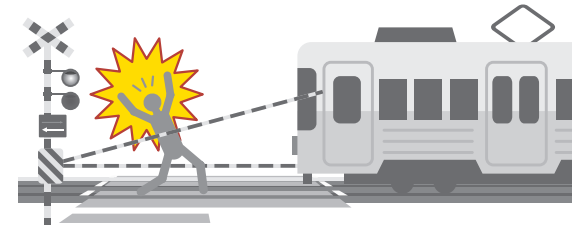
③居住用戸室に居住している者またはその配偶者*4の別居の未婚の子

④居住用戸室を所有、使用または管理している者で、居住用戸室に居住していない者*9

⑤居住用戸室に居住している者が未成年者または責任無能力者である場合は、その者の親権者およびその他の法定の監督義務者等*5

⑥②から④のいずれかの方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等*5

※居住用戸室を一時的に利用している方(民泊利用者や居住用戸室に泊まりに来た友人等)は被保険者に含まれません。



*4 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。).

※婚約とは異なります。

①婚姻意思*10を有すること

②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*5 未成年者または責任無能力者に関する事故に限りします。

*6 補償する事故は主契約の補償内容に準じます。ただし、建物付属機械設備等電気的・機械的的事故補償特約で補償される事故を除きます。

*7 自殺・犯罪死または賃貸住宅の物的損害を伴う孤独死をいいます。

*8 原状回復費用・遺品整理等費用は、1回の事故につき100万円を限度にお支払いします。

*9 日常生活に起因する偶然な事故は補償対象外です。

*10 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

『地震保険』もあわせて万一の備えを！

■ 地震リスク

地震による火災で
建物や家財が
焼失した



地震で
建物や家財が
損壊した



地震による津波によって
建物や家財が
流失した



地震保険の保険の対象

①居住用の建物…住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。

②家財……………居住用の建物内に収容される家財をいいます。ただし、自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等は除きます。

●地震保険の保険の対象は、「住まいの保険」で保険の対象になっているものに限ります。「住まいの保険」の保険の対象が上記建物および家財である場合、地震保険の保険の対象として建物または家財のいずれかのみを選択することもできます。なお、建物のみが地震保険の保険の対象である場合、家財の損害は補償されません。また、家財のみが地震保険の保険の対象である場合、建物の損害は補償されません。

●地震保険の保険の対象とならないもの

●通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手 ●自動車、バイク（総排気量125cc以下の原動機付自転車を除きます。） ●貴金属、宝石、美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの ●稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの ●設備・什器、商品・製品 等

地震保険のお申し込み

●地震保険は、単独ではご契約いただけません。「住まいの保険」とあわせてお申し込みください。

地震保険の保険金額の設定

●保険金額について

保険金額は次のように定めます。

住まいの保険の 支払限度額(保険金額)	×	30%～50%*1	=	地震保険の保険金額 建物:5,000万円限度*2 家財:1,000万円限度
------------------------	---	-----------	---	--

*1 地震保険の保険金額は、住まいの保険の支払限度額(保険金額)の30%～50%の範囲内で設定いただけます。ただし、原則として同一敷地内ごとに建物は5,000万円*2、家財は1,000万円が限度となります。

*2 2世帯以上が居住するアパート等の場合は、世帯(戸室)数に5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。

●一定の適用条件を満たした場合、保険料の割引があります。29ページをご参照ください。

地震保険の保険期間と自動継続保険料払込方法

住まいの保険の 保険期間	地震保険の 保険期間	自動継続保険料 払込方法
1年～5年	住まいの保険の 保険期間と同じ	—
6年以上	1年または5年の 自動継続*3	口座振替・ クレジットカード払

●自動継続の場合は、自動継続日(保険始期応当日)前月に「継続証」が送付されます。

●自動継続を停止する場合は、自動継続日(保険始期応当日)までにご契約の代理店または東京海上日動までご連絡ください。

*3 特にお申出がない限り、満期まで自動的に継続されます。

(例)住まいの保険の保険期間が8年(長期一時払)の場合

住まいの保険	8年
地震保険	1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 または 5年 3年

地震保険料控除証明書

●ご契約いただいた年に払込みいただいた地震保険料*4に対する「地震保険料控除証明書」は、住まいの保険の保険証券に添付されます。

●翌年以降の「地震保険料控除証明書」は、東京海上日動より10月中にハガキにて送付します。

●紛失等により「地震保険料控除証明書」が再度必要となる場合は、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

*4 地震保険の保険期間が1年を超える一時払契約は、払込みいただいた保険料全額を初年度の控除対象とするのではなく、一時払保険料を保険期間の年数で割った額をその年の控除対象保険料として表示しています。

住まいの保険の保険期間の途中で地震保険のご契約を希望される場合

「住まいの保険」のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、「住まいの保険」の保険期間の途中から地震保険をご契約いただくことができますので、ご希望される場合には、ご契約の代理店または東京海上日動までご連絡ください。

地震保険のお支払いについて

●保険金をお支払いする主な場合

保険の対象に地震・噴火またはこれらによる津波(以下地震等といえます。)を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって損害が起こったときに保険金をお支払いします。

●お支払いする保険金

保険の対象について生じた損害が、「全損」、「大半損」、「小半損」または「一部損」に該当する場合に、実際の修理費ではなく、地震保険保険金額の一定割合(100%、60%、30%または5%)を保険金としてお支払いします(「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがいます。)

損害の程度	認定の基準*5				お支払いする保険金の額		
	建 物		家 財				
全 損	主要構造部*6の損害額が	建物の時価の 50%以上	焼失または流失した床面積が	建物の延床面積の 70%以上	家財の損害額が	家財全体の時価の 80%以上	地震保険保険金額の 100% (時価*7が限度)
大半損		建物の時価の 40%以上50%未満	床上浸水	建物の延床面積の 50%以上70%未満		家財全体の時価の 60%以上80%未満	地震保険保険金額の 60% (時価*7の60%が限度)
小半損		建物の時価の 20%以上40%未満		建物の延床面積の 20%以上50%未満		家財全体の時価の 30%以上60%未満	地震保険保険金額の 30% (時価*7の30%が限度)
一部損		建物の時価の 3%以上20%未満	全損・大半損・小半損に至らない建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合	家財全体の時価の 10%以上30%未満		地震保険保険金額の 5% (時価*7の5%が限度)	

*5 建物・家財の損害程度の認定方法

鉄骨造の場合は、建物全体の沈下・傾斜および開口部・外壁等の部分的被害の損害程度を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、それらを合算し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。枠組壁工法の場合は、主要構造部の「外壁、内壁、基礎、屋根」に着目して被害程度を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、これらを合算し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。家財の場合は個々の家財の損傷状況によらず、家財を大きく5つ(①食器類②電気器具類③家具類④身回品その他⑤寝具・衣類)に分類し、その中で一般的に所有されていると考えられる品目の損傷状況から、家財全体の損害割合を算出し、全損・大半損・小半損・一部損の認定を行います。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

*6 建物の構造により、損害認定に用いる主要構造部が異なります。主要構造部とは建築基準法施行令に掲げる構造耐力上主要な部分をいいます。

*7 時価とは、保険の対象と同等のものを再築または新たに購入するために必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

構 造	主な商品名	主要構造部
鉄骨造	パルフェ・ドマーニ・bj・パルフェbjスタイル・デシオ・スマートパワーステーションシリーズ・クレスカーサ・シェダン・ノースワード・ウィズハイム・レトア 等	開口部(窓・出入口)、 外壁
2×6造・2×4造(枠組壁工法)	グランツーユー・ミオーレ・スマートパワーステーション 等	外壁、内壁、基礎、屋根

●お支払いする保険金は、1回の地震等における損害保険会社全社の支払保険金総額が11兆7,000億円(2019年4月現在)を超える場合、算出された支払保険金総額に対する11兆7,000億円の割合によって削減される場合があります。

●保険金をお支払いしない主な場合

すべての内容を記載しているものではないため、詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

●損害の程度が一部損に至らない損害

●門・塀・垣・エレベーター・給排水設備のみに生じた損害*8

●地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害

●地震等の際における保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害

*8 建物の主要構造部に損害がない場合には、お支払いの対象となりません。

1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等(高額貴金属等)、屋外設備装置、設備・什器、商品・製品等は保険の対象となりません。

警戒宣言が発令された場合のご契約について

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、そのときから「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および保険金額の増額契約(地震保険の保険金額を増額して継続する契約をいいます。)はお引受できませんのでご注意ください。

お支払いする保険金の概要

普通保険約款でお支払いする保険金

損害保険金	普通保険約款で規定する事故(火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹災、雪災、水災、建物の外部からの物体の落下・飛来・衝突等、給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故による水濡れ等、騒じょうまたは労働争議等、盗難、破損等)*1によって保険の対象に生じた損害に対して損害保険金*2をお支払いします。 *1 保険金をお支払いする事故はご契約の内容によって異なります。 *2 損害保険金として補償される修理費には、以下の費用も含まれます。 ●損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(残存物取片づけ費用) ●損害が生じた保険の対象の仮修理の費用(仮修理費用) ●損害の範囲を確定するために必要な調査費用(損害範囲確定費用)
修理付帯費用保険金	●損害が生じた保険の対象を復旧するために必要なその損害の原因の調査費用(損害原因調査費用) ●損害が生じた保険の対象を再稼動するための点検や調整に必要な費用(試運転費用) ●損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用(仮設物設置費用) ●損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用(残業勤務・深夜勤務などの費用)
損害拡大防止費用保険金	火災、落雷、破裂・爆発の事故が生じた場合に、損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な費用(消火薬剤のつめかえ費用等)
請求権の保全・行使手続費用保険金	他人に損害賠償を請求することができる場合に、その請求権の保全または行使に必要な手続きをするための費用
失火見舞費用保険金	保険の対象から発生した火災、破裂・爆発の事故によって、近隣等第三者の所有物に損害が生じたときの第三者への見舞費用。1事故1被災世帯あたり50万円。ただし、支払限度額(保険金額)の20%を限度とします。
水道管凍結修理費用保険金	建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、修理したときの修理費用。1事故あたり10万円を限度とします。
地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で、保険の対象(建物・家財)が以下の損害を受けた場合に、支払限度額(保険金額)の5%をお支払いします。ただし、1事故1敷地内あたり300万円を限度とします。 建物 :半焼以上(20%以上の損害) 家財 :家財を収容する建物が半焼以上(20%以上の損害)または家財が全焼(80%以上の損害)

臨時費用補償特約でお支払いする保険金

臨時費用保険金	事故*3によって損害保険金が支払われる場合に必要となる様々な臨時費用として、損害保険金の10%をお支払いします。1事故あたり保険の対象(建物や家財等)ごとに支払限度額(保険金額)の10%または100万円のいずれか低い額を限度とします。 *3 家財等の動産の場合は「通貨等の盗難」および「破損等」による事故を除きます。
---------	---

建物付属機械設備等電氣的・機械的事故補償特約(ワイドプラスタイプ)でお支払いする保険金

損害保険金	建物に付属した機械設備について、電氣的または機械的事故によって生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。1事故あたり建物の支払限度額(保険金額)を限度とします。
-------	--

家財補償特約をセットした場合にお支払いする保険金

損害保険金	普通保険約款で規定する事故(保険金をお支払いする事故はご契約の内容によって異なります。)によって保険の対象である家財*4に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。また、保険証券記載の建物内収容の生活用の通貨等・預貯金証書に生じた「盗難」による損害に対して損害保険金をお支払いします。 *4 保険証券記載の建物内に収容される家財をいいます。
-------	---

設備什器補償特約をセットした場合にお支払いする保険金

損害保険金	普通保険約款で規定する事故(保険金をお支払いする事故はご契約の内容によって異なります。)によって保険の対象である業務用設備・什器等*5に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。なお、「水災」については床上浸水または地盤面から45cm超の浸水を被った結果、業務用設備・什器等が損害を受けた場合に限ります。また、保険証券記載の建物内収容の業務用の通貨等・預貯金証書に生じた「盗難」による損害に対して損害保険金をお支払いします。 *5 保険証券記載の建物内に収容される業務用設備・什器等をいいます。
-------	--

商品製品補償特約をセットした場合にお支払いする保険金

損害保険金	普通保険約款で規定する事故*6(保険金をお支払いする事故はご契約の内容によって異なります。)によって保険の対象である商品・製品等*7に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。なお、「水災」については床上浸水または地盤面から45cm超の浸水を被った結果、商品・製品等が損害を受けた場合に限ります。 *6「盗難・水濡れ等」および「破損等」による損害は、それぞれ「商品製品の盗難・水濡れ等補償特約」「商品製品の破損等補償特約」をご契約いただくことにより補償の対象となります。 *7 保険証券記載の建物内に収容される商品・製品等をいいます。
-------	---

特定設備水災補償特約(浸水条件なし)をセットした場合にお支払いする保険金

損害保険金	浸水条件に該当しない水災事故によって、「ご契約の建物に付加した」もしくは「敷地内の土地に固着・固定された」特定の設備が損害を被った場合に、水災による損害の程度にかかわらず、支払限度額(保険金額)を限度に保険金をお支払いします。ただし、普通保険約款において水災による損害保険金をお支払いする場合を除きます。 本特約に基づき保険金をお支払いする場合、臨時費用保険金、修理付帯費用保険金、損害拡大防止費用保険金、請求権の保全・行使手続費用保険金はお支払いしません。
-------	--

個人賠償責任補償特約および個人賠償責任補償特約(包括契約用)をセットした場合にお支払いする保険金

損害賠償金	補償を受けられる方(被保険者本人)*8やそのご家族等が、日常生活や住宅の管理不備等で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったとき、線路への立入り等により電車等を運行不能にさせてしまったとき、または借りている物を壊したり盗まれてしまったときの、法律上の損害賠償責任を補償します。 *8 個人賠償責任補償特約(包括契約用)の場合は、賃貸住宅の入居者の方となります。
損害防止費用	損害の発生および拡大防止のために必要または有益な費用
請求権の保全・行使手続費用	他人に損害賠償を請求することができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用

住まいの保険をご契約いただくにあたって

1 被保険者(補償を受けられる方)について

保険の対象の所有者で、事故が発生した場合に保険金をお受け取りいただける方のことです。共有名義の場合には、すべての所有者をご指定ください。個人賠償責任補償特約等をご契約される場合は、別途被保険者本人をご指定ください。

2 建物(家財等を収容する建物を含む)の所在地について

ご契約者住所と異なる場合は、必ずご契約者住所とは別にご指定いただきます。

3 建物(家財等を収容する建物を含む)の用途(物件種別)について

住まいの保険は、「専用住宅」「併用住宅」を対象としています。

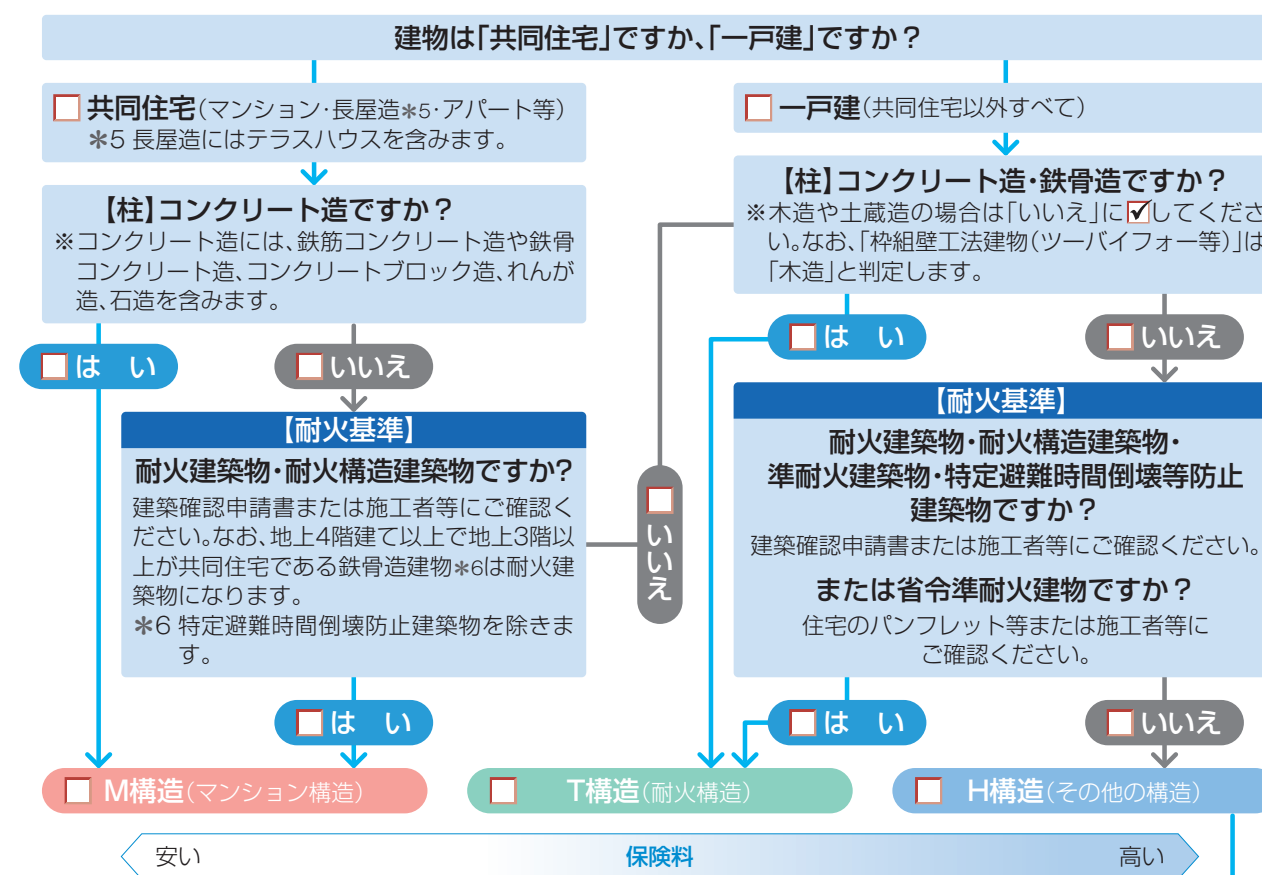
専用住宅…住居のみに使用する建物です。

併用住宅…住居として使用するとともに、店舗や事務所等の住居以外の用途にも使用する建物です。
用途(事業等の内容)に応じてご契約時に必ず職作業区分を選択していただきます。

4 建物(家財等を収容する建物を含む)の構造級別について

【柱】の種類、建物の性能に応じた【耐火基準】により決定します。以下のフローチャートにしたがってご確認ください。

構造級別判定フローチャート フローチャートにしたがい☑してください。



前契約の満期に合わせて契約を更新される場合にのみご確認ください。

上記フローの結果「H構造」と判定された場合で以下のいずれかに該当するときは、ご契約にあたり代理店または東京海上日動までお申出ください。

- ①【外壁】が「コンクリート(ALC版、押出成形セメント板を含む)造」、「コンクリートブロック造」、「れんが造」または「石造」である建物
- ②土蔵造建物

❗「耐火建築物」「耐火構造建築物」「準耐火建築物」「特定避難時間倒壊等防止建築物」または「省令準耐火建物」に該当する場合、【柱】のみで構造を判定した場合と比べて保険料が大幅に安くなる可能性があります。特に【柱】が「木造」の場合、構造級別の判定にあたってはご注意ください。

緊急措置費用

損害の発生および拡大防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときにおいて、その手段を講じたことによって必要とした費用のうち次の②または④に該当する費用
②応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために必要とした費用
④あらかじめ東京海上日動の書面による同意を得て支出した費用

その他の費用

「示談交渉費用」「協力義務費用」「争訟費用」または「訴訟の判決による遅延損害金」をお支払いする場合があります。

類焼損害補償特約をセットした場合にお支払いする保険金

類焼損害 保険金

ご自宅から発生した火災、破裂または爆発によって、ご近所の住宅・家財が類焼し、類焼先の火災保険で十分な復旧ができない場合に修復費用の不足分をお支払いします(法律上の損害賠償責任の有無は問いません。)

建物管理賠償責任補償特約をセットした場合にお支払いする保険金

損害賠償金

日本国内において被保険者(補償を受けられる方)が所有・使用または管理する施設に起因する偶然な事故、もしくは、所有・使用または管理する施設の賃貸もしくは管理およびこれに付随する業務の遂行に起因する偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物に損害を与えたりして、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、損害賠償金*1をお支払いします。
*1 訴訟費用または訴訟の判決日までの遅延損害金を含み、また代位取得するものがあるときはその価額を差し引くものとします。

損害防止費用

損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用

請求権の保全、 行使手続費用

他人に損害賠償を請求することができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用

その他の費用

「緊急措置費用」「示談交渉費用」「協力義務費用」または「争訟費用」をお支払いする場合があります。

家賃収入補償特約をセットした場合にお支払いする保険金

家賃損害 保険金

火災等の事故*2によって貸家や貸アパート等が損害を受けた場合に、復旧までの期間に家賃に生じた損失を保険金支払対象期間を限度にお支払いします。
*2 補償する事故は主契約の補償内容に準じます。ただし、建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償特約で補償される事故を除きます。

家主費用補償特約をセットした場合にお支払いする保険金

家賃損害 保険金

賃貸住宅内で孤独死等の特定事由事故*3が発生した際に、家主が負担する空室期間や値引期間が発生したことにより家賃に生じた損失をお支払いします。なお、家賃の損失については空室期間と値引期間を通算して賃貸借契約が終了した日から12か月間を限度とします。
*3 自殺・犯罪死または賃貸住宅の物的損害を伴う孤独死をいいます。

特定事由事故 対応費用 保険金

賃貸住宅内で孤独死等の特定事由事故*3が発生した際に、家主が負担する原状回復費用・遺品整理等費用*4をお支払いします。
*4 原状回復費用・遺品整理等費用は、1回の事故につき100万円を限度にお支払いします。

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。ご契約者と被保険者（補償を受けられる方）が異なる場合は、本内容をご契約者から被保険者にご説明ください。

※「保険証券」に関する規定は、保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」、Web証券をご選択いただいた場合は東京海上日動ホームページ上の「ご契約内容」と読み替えます。

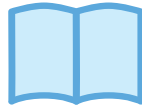
マークのご説明

契

契約概要
保険商品の内容をご理解いただくための事項

注

注意喚起情報
ご契約に際してご契約者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください事項



確認事項
該当するご契約者にご確認いただきたい事項

I 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

契

住まいの保険・地震保険

基本となる補償、ご契約者のお申出により任意にご契約いただける特約（オプション）等は以下のとおりです。

⚠ 実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。



2 保険の対象、基本となる補償および支払限度額（保険金額）の設定方法等

① 保険の対象

保険の対象をお選びください

居住用の建物*2



家財*3



設備・什器*3 *4

商品・製品*4

*2 門、塀、垣や外灯等の屋外設備装置、物置・車庫等の付属建物も保険の対象に含みます。
*3 1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等の高額貴金属等は1事故あたり合計100万円まで補償します。
*4 併用住宅（20ページをご参照ください。）に収容される場合に限りま。

家財を保険の対象とする場合でも、以下のものは保険の対象に含まれません。

- 自動車や船舶等
- 設備・什器や商品・製品等
- データやプログラム等の無体物
- 動物、植物等の生物
- クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等

② 基本となる補償

基本となる補償の概要および保険金をお支払いしない主な場合は以下のとおりです。詳細は、「ご契約のしおり（約款）」をご参照ください。また、以下の損害に対してお支払いする損害保険金以外に、事故時に発生する様々な費用について費用保険金をお支払いする場合があります（9～10ページ、17ページをご参照ください。）。

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
火災リスク 火災、落雷、破裂・爆発により損害が生じた場合	●ご契約者、被保険者（補償を受けられる方）、またはその同居の親族等の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波（以下地震等といいます。）によって生じた損害（地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。） ●地震等によって発生した事故の延焼または拡大により生じた損害や火元の発生原因を問わず地震等によって延焼または拡大した損害（地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。） ●風、雨、雪、雹、砂塵等の建物内部への吹込み、浸込みまたは漏入によって生じた損害 ●損害割合が30%未満であり、かつ「建物の床上浸水*5」または「地盤面より45cmを超える浸水」に至らない水災によって生じた損害（特定の機械設備については、特約により補償できる場合があります。） ●給排水設備事故に伴う水濡れ等の損害のうち、給排水設備自体に生じた損害 ●保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることによって生じた損害 ●自然の消耗または劣化によって生じた損害 ●すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち等の単なる外観上の損傷や汚損 ●偶然な破損事故等によって生じた損害のうち、次のもの ●建物の増築・改築や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ●電氣的または機械的事故によるもの（特約により補償できる場合があります。） ●保険の対象の置き忘れや紛失によるもの ●以下の家財や身の回り品に生じた損害 移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等
風災リスク 風災、雹災、雪災により損害が生じた場合	
水災リスク 水災（床上浸水*5、地盤面より45cmを超える浸水、または損害割合が30%以上の場合）により損害が生じた場合	
盗難・水濡れ等リスク 盗難、水濡れ、建物の外部からの物体の衝突、労働争議に伴う破壊行為等により損害が生じた場合	
破損等リスク 上記以外の偶然な破損事故等により損害が生じた場合	

*5 床上浸水とは、居住の用に供する部分の床（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。）を超える浸水をいいます。

③ お支払いする損害保険金の額

お支払いする損害保険金は損害額（修理費*6）です。ただし、破損等リスクのみ免責金額（自己負担額）が5,000円となります。（損害保険金の額が支払限度額（保険金額）を超える場合、損害保険金の額と、修理付帯費用保険金、損害拡大防止費用保険金、請求権の保全・行使手続費用保険金の合計額は、支払限度額（保険金額）×2倍の額を上限とします*7。）

*6 修理費には、修理と密接に関わる費用（残存物取片づけ費用、仮修理費用および損害範囲確定費用）を含みます。

*7 ただし、損害保険金から残存物取片づけ費用、仮修理費用および損害範囲確定費用の3つの費用を除いた金額は支払限度額（保険金額）が限度となります。

④ 主な特約

賠償責任リスク	個人賠償責任補償特約、建物管理賠償責任補償特約(賃貸住宅オーナー向け)、 個人賠償責任補償特約(包括契約用)(賃貸住宅オーナー向け)
その他のリスク	臨時費用補償特約、特定設備水災補償特約(浸水条件なし)、類焼損害補償特約、建物付属機械設備等電気的・ 機械的事故補償特約*1、家賃収入補償特約(賃貸住宅オーナー向け)、家主費用補償特約(賃貸住宅オーナー向け)

※特約の詳細については、11～14、17～19ページおよび「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。
*1 建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償特約は、免責金額(自己負担額)が5,000円となります。

⑤ 補償の重複に関するご注意

以下の特約等をご契約される場合で、被保険者(補償を受けられる方)またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*2を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、以下の特約等の要否をご検討ください。*3

*2 住まいの保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*3 以下の特約等を1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により被保険者(補償を受けられる方)が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

● 個人賠償責任補償特約 ● 個人賠償責任補償特約(包括契約用) ● 類焼損害補償特約

⑥ 建物の評価額の算出方法・支払限度額(保険金額)の設定

建物の評価額の算出方法について

建物の評価額を算出するための基準は「再取得価額」*4です。以下のいずれかの方法により評価額を算出します。

*4 保険の対象を、修理、再築・再取得するために必要な額をベースにした評価額です。

① 年次別指数法	建築年および建築価額が判明している場合に、建築価額に年次別指数を乗じて算出します(建築価額に土地代は含みません。)
② 新築費単価法	専有面積が判明している場合に、新築費の1平方メートル(m ²)単価を面積に乘じて算出します。
③ その他の方法	上記①②以外の合理的な算出方法(申込書等の評価方法には“その他”と表示されます。)

※保険期間が6年以上の場合で、建築費や物価の変動等によって保険の対象の支払限度額(保険金額)を調整する必要がある場合は、評価額の見直しを行っていただくことがあります。(「支払限度額(保険金額)の調整に関する特約」)
※門、塀、垣の金額や物置・車庫等の付属建物の金額は評価額に含めます。外灯等の屋外設備の金額は評価額に含めません。

支払限度額(保険金額)の設定について

支払限度額(保険金額)は、万一の事故の際にお受け取りいただける損害保険金の上限額*5です。事故が発生した場合に十分な補償が受けられるようお決めください。実際にご契約いただく支払限度額(保険金額)については、申込書等でご確認ください。

*5 残存物取片づけ費用、仮修理費用および損害範囲確定費用を除きます。

建 物	評価額を支払限度額(保険金額)として設定します。*6 *6 他の保険契約等をご契約されていないかを必ずご確認ください。他の保険契約等と合算した支払限度額(保険金額)が評価額を超える場合は、超えた部分に対する保険料が無駄となる場合があります。
家 財	ご希望に応じて1口単位(1口:100万円)で支払限度額(保険金額)を設定します。(所有されている金額がご不明な場合は下表<世帯の家財所有金額の目安>をご参照ください。)*7*8*9
設備・什器	*7 破損等リスクについては、別途1事故あたりの支払限度額(保険金額)を50万円を設定します。
商品・製品	*8 家財または設備・什器の盗難事故の場合、通貨等は30万円、預貯金証書は500万円が1事故あたりの支払限度額(保険金額)となります。 *9 家財または設備・什器のうち、高額貴金属等の1事故あたりの支払限度額(保険金額)は100万円です。500万円または1,000万円に増額することが可能な場合があります。

<世帯の家財所有金額の目安>

下記の所有金額を参考にして、保険金額を設定してください。

持ち家	面 積	33m ² 未満	～66m ² 未満	～99m ² 未満	～132m ² 未満	132m ² 以上
	家財の所有金額の目安	580万円	960万円	1,210万円	1,580万円	1,930万円

⑦ 保険期間および補償の開始・終了時期

保険期間は1年から10年の整数年*10で設定してください。東京海上日動の保険責任は、始期日の午後4時(ご契約者からのお申出により、申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まり、満期日の午後4時に終わります。

*10 保険の対象に設備・什器を含む場合は、保険期間は1年から5年の整数年、また商品・製品を含む場合は、保険期間は1年に限ります。

③ 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

保険料は、支払限度額(保険金額)、保険期間、免責金額(自己負担額)、建物の所在地、構造等に応じて異なります。また、一定の条件を満たす場合、「築浅割引」が適用される場合があります(➡  「保険料の割引」(29ページ))。

実際にご契約いただく保険料については、申込書等でご確認ください。異なる契約条件(保険期間等)を選択した場合の保険料の違いにつきましては、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

② 保険料の払込方法等

ご契約時の保険料は、口座振替またはクレジットカードでのお支払いとなります。ただし、「セキスイハイムオーナーズ保険」では、セキスイハイム各社にて管理しておりますお客様の諸費用預かり金がある場合は、保険料相当額を充当します。

※口座振替またはクレジットカードでの払込みの場合、始期日の属する月の翌月から請求します。

払込方法	分割(年払)	一時払
保険期間		
1年	—	○
2年～5年	○	○
6年～10年	×	○

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は保険証券記載の払込期日までに払込みください(初回保険料(一時払保険料を含みます。))の払込期日は原則として以下のとおりです。)。以下の払込猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがないときには、保険金をお支払いできず、ご契約を解除することがあります。

払込方法	初回保険料の払込期日	払込猶予
口座振替	始期日の属する月の翌月振替日(原則26日)	払込期日の翌々月末(ご契約者の故意または重大な過失がない場合に限りです。)
クレジットカード	始期日の属する月の翌月末	払込期日の翌月末

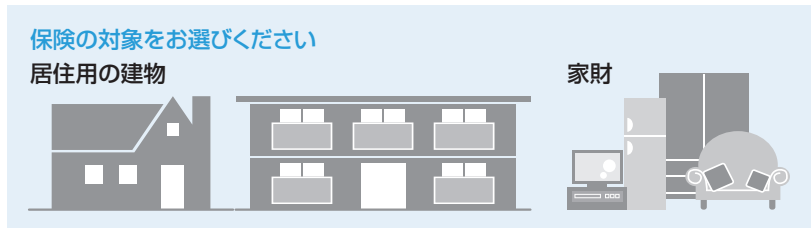
④ 地震保険の取扱い

① 商品の仕組み

住まいの保険では、地震・噴火またはこれらによる津波(以下地震等といいます。))を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害が起こったときは保険金をお支払いしません(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。))。

地震等による損害については、住まいの保険とあわせて地震保険をご契約いただく必要があります(住まいの保険のご契約期間の途中でご契約いただくことも可能です。)。地震保険をご契約いただかないときは、申込書等の「地震保険未加入時のご確認欄(地震保険確認欄)」にご署名(法人の場合はご捺印)が必要です。

② 保険の対象



※地震保険は「専用住宅」「併用住宅」を対象としています。保険期間の途中で建物の用途を専用店舗に変更する等、居住部分がなくなった場合には、保険契約を解除することがあります。

※1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等(高額貴金属等)、屋外設備装置、設備・什器、商品・製品等は保険の対象となりません。

③ 補償内容

地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって保険の対象について生じた損害が、「全損」、「大半損」、「小半損」または「一部損」に該当する場合に、実際の修理費ではなく、地震保険保険金額の一定割合(100%、60%、30%または5%)を保険金としてお支払いします(「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがいます。))。

損害の 程度	認定の基準※1				お支払いする 保険金の額		
	建 物		家 財				
全 損	主要 構造部 の損害額が	建物の時価の 50%以上	焼失または 流失した床面積が	建物の延床面積の 70%以上	家財の損害額が	家財全体の時価の 80%以上	地震保険保険金額の 100% (時価が限度)
大半損		建物の時価の 40%以上50%未満		建物の延床面積の 50%以上70%未満		家財全体の時価の 60%以上80%未満	地震保険保険金額の 60% (時価の60%が限度)
小半損		建物の時価の 20%以上40%未満		建物の延床面積の 20%以上50%未満		家財全体の時価の 30%以上60%未満	地震保険保険金額の 30% (時価の30%が限度)
一部損		建物の時価の 3%以上20%未満	床上浸水	全損・大半損・小半損に至らない 建物が、床上浸水または地 盤面より45cmを超える浸水 を受け損害が生じた場合		家財全体の時価の 10%以上30%未満	地震保険保険金額の 5% (時価の5%が限度)

＊1 認定方法については、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。
＊時価とは、保険の対象と同等のものを再築または新たに購入するために必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
＊お支払いする保険金は、1回の地震等における損害保険会社全社の支払保険金総額が1兆7,000億円(2019年4月現在)を超える場合、算出された支払保険金総額に対する1兆7,000億円の割合によって削減される場合があります。
〈ご参考〉東日本大震災が発生した際には、削減することなく保険金は支払われております。また、大震災発生時には、政府は復旧・復興に向け、地震保険以外の様々な施策も実施しています。
＊地震保険をセットする住まいの保険の保険の対象である建物に門、塀、垣、エレベーター、給排水設備等の付属物を含める場合、建物の支払限度額(保険金額)にはこれらの付属物の金額も含まれていますが、損害査定の際には、大震災発生時でも保険金を迅速・的確・公平にお支払いするため、建物の主要構造部に着目して建物全体の損害を認定しています。したがって、付属物のみに損害が発生した場合等は、保険金の支払対象となりません。なお、付属物に損害が発生した場合には、建物の主要構造部にも損害が発生している可能性が高いため、ご契約の代理店または東京海上日動にその旨ご相談ください。

④保険金をお支払いしない主な場合

- 損害の程度が一部損に至らない損害
- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
- 地震等の際における保険の対象の紛失・盗難によって生じた損害

等

⑤保険期間

- 住まいの保険の保険期間が1年から5年の場合：住まいの保険の保険期間にあわせてご契約いただけます。
- 住まいの保険の保険期間が6年以上の場合：口座振替＊2、クレジットカード払による保険期間1年または5年＊3の自動継続となります。
- ＊2 金融機関によっては5年の自動継続時に保険料を口座振替できない場合があります。この場合、改めて口座振替依頼書をご提出いただき、再度口座設定をしたうえで、翌月に口座へご請求します。
- ＊3 ただし、継続日から住まいの保険の満期日までの期間が5年未満の場合、当該期間内の整数年を保険期間とします。

⑥引受条件(保険金額の設定、保険料決定の仕組み等)

- 地震保険の保険金額は建物、家財ごとに、住まいの保険の支払限度額(保険金額)の30%～50%の範囲でお決めください。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度となります。
- 2世帯以上が居住するアパート等の場合は、世帯(戸室)数に5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。
- 地震保険の保険料は、保険金額のほかに建物の所在地・構造により異なります。また、所定の確認資料のご提出により、免震・耐震性能に応じた「耐震等級割引」、「免震建築物割引」、「耐震診断割引」、「建築年割引」を適用できる場合があります(➡「保険料の割引」(29ページ))。実際にご契約いただく保険料については、申込書等でご確認ください。

＊地震保険の限度額の適用単位は「同一敷地内」ごととなります。既に他の地震保険契約があり、追加でご契約される場合は、限度額から他の地震保険契約の保険金額の合計額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。
＊大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、そのときから「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および増額契約(地震保険保険金額を増額して継続する契約をいいます。)はお引受けできませんのでご注意ください。

⑤ 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務

申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
＊告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「➡Ⅲ-1 通知義務等(P.27)」をご参照ください。

【告知事項・通知事項】

★	他の保険契約等＊4
☆	所在地、物件種別、職作業、耐火基準、柱(建物構造)、建物区分(一戸建住宅／共同住宅)、建築年月＊5

- ＊4 この保険契約以外にご契約されている、保険の対象を同一とする保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。
- ＊5 保険の対象が建物である場合のみ、告知事項となります。

【建築年月について】

「建物完成年月」(建物の建築工事が完了した年月)をご申告ください。「建築確認年月」(住宅着工前に、行政による建築基準法令への適合が確認された年月)を建築年月としてご申告いただくこともできますが、「建物完成年月」をご申告いただいた方が築浅割引(➡「保険料の割引」(29ページ))の割引率が大きくなる場合がありますので、「建物完成年月」を優先的にご申告ください。

2 クーリングオフ(クーリングオフ説明書)

保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回または解約(クーリングオフ)を行うことができます。クーリングオフされた場合には、既に払込みいただいた保険料はご契約者にお返しします。東京海上日動およびご契約の代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。

＊既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、ご契約者がそのことを知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

＊ご契約者からのお申出によりご契約を解約される場合は、始期日から解約日までの期間に相当する保険料を日割で払込みいただくことがあります。

〈記入例〉

下記の保険契約をクーリングオフします。

申込人住所
氏名 (印)
電話 自 宅 () 勤務先 ()

● 申込日：
● 保険種類：住まいの保険
● 証券番号：
● ご契約の営業店：
● ご契約の代理店：

郵便はがき

812-8684

福岡市博多区御供所町3-21
大博通りビジネスセンター2階
東京海上日動
事務アウトソーシング(株)内
東京海上日動火災保険株式会社
クーリングオフ受付係 行

【クーリングオフの受付期間・通知方法】

お申出いただける期間は、ご契約のお申込日またはこの説明書の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内(消印有効。普通便で可。)です。東京海上日動宛に必ず郵便にて通知ください(ご契約を申し込まれた代理店では受け付けることができません。)

【クーリングオフできない場合】

- 保険期間が1年または1年に満たないご契約(保険契約の更新に関する特約をご契約いただいた場合を含みます。)
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
- インターネット等による通信販売に関する特約により申し込まれたご契約
- 金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約(保険金請求権に質権が設定されたご契約等)

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等



【通知事項】

申込書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または東京海上日動までご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

通知事項の一覧は「▶Ⅱ-1 告知義務(P.26)」をご参照ください。

建物(または家財等を収容する建物)の構造または用途*1を変更した場合は、通知義務の対象となります。必ずご連絡ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】(以下の場合にもご契約内容の変更が必要となりますので、ご連絡ください。)

●以下のようなご契約内容の変更にあたっては、あらかじめご契約の代理店または東京海上日動までご連絡ください。

●建物等を譲渡・売却する場合で、保険契約上の権利・義務を併せて譲渡する場合

●建物の増築・改築等によって保険の対象の価額が増加または減少する場合

●ご契約者の住所・メールアドレス等を変更した場合は、遅滞なくご契約の代理店または東京海上日動までご連絡ください。

*1 保険期間の途中で建物の用途を専用店舗に変更する等、居住部分がなくなった場合には、住まいの保険をいったん解約していただき、東京海上日動よりご案内する別の保険商品へと切り替えていただく必要があります。その場合、補償内容が住まいの保険と一部異なることがありますので予めご了承ください。

2 解約されるとき



ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店または東京海上日動までご連絡いただき、書面でのお手続きが必要です。

●契約内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法*2によって保険料を返還、または未払保険料を請求*3することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

●返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*4に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

●満期日を待たずに解約し、新たにご契約される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*2 割引を適用しているご契約を解約される場合、返還する保険料はそのご契約に適用している割引率を前提に算出します。

*3 解約日以降に請求することがあります。

*4 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



東京海上日動および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③東京海上日動と東京海上グループ各社または東京海上日動の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
詳しくは、東京海上日動ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

●ご契約者や被保険者(補償を受けられる方)が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご契約を解除することができます。

●その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等



●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人あるいは「小規模法人*5」、またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%*6まで補償されます。

●地震保険契約はすべてのご契約が全額補償対象となります。

*5 破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限る)が対象です。

*6 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

4 その他契約締結に関するご注意事項

代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。



したがいまして代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

●質権を設定される場合は、特段のお申出がない限り、ご契約者と質権者との間に保険証券は質権者の保管とするとの合意があったものとして、質権者に保険証券(本紙)を送付します。

●個人契約の場合、地震保険の保険料のみ地震保険料控除の対象となり*7、住まいの保険の保険料については保険料控除の対象となりません(2019年4月現在)。

*7 地震保険料控除の対象となるのは、控除対象年の1月から12月までに払込みいただいた地震保険料です。

●申込書等を代理店または東京海上日動に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または東京海上日動に到着しなかった場合は、後日ご契約手続きの経緯を確認させていただくことがあります。

5 事故が起こったとき

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類をご提出いただく場合があります。

●建物登記簿謄本、印鑑証明、住民票等の被保険者(補償を受けられる方)または保険の対象であることを確認するための書類

●他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類

●東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出は営業課で承ります



東京海上日動火災保険株式会社

関西営業第一部営業第二課

化学産業営業部営業第一室

TEL.06-6203-1520

TEL.03-3285-1831

受付時間●平日：午前9時～午後5時
(年末年始を除きます。)

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)



東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。

<http://www.sonpo.or.jp/>



0570-022808

〈通話料有料〉

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間●平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

V その他該当する場合にご確認いただきたいこと

1 保険料の割引

- 住まいの保険については、建物を保険の対象とするご契約で、始期日時点で、築年数*1が10年未満である場合、建物の保険料に対して「築浅割引」が適用されます。

割引率の決定方法	築年数*1、保険期間、建物の所在地、構造級別、補償タイプに応じて決定します。
----------	--

*1 ご申告いただいた「建築年」から「保険始期年」までの年数とし、暦年*2単位で判定します。

*2 暦の上での1年をさします。

- 地震保険については、保険の対象である建物(または家財を収容する建物)が下表の「適用条件」を満たすことが確認できる所定の資料の写(下表に記載しています。)をご提出いただいた場合に、いずれか1つの割引を適用することができます。

割引種類	適用条件	ご提出いただく確認資料*3
免震建築物割引 (50%)	免震建築物*4に該当する建物であること	①品確法に基づく登録住宅性能評価機関*5により作成された書類のうち対象建物が免震建築物であること、または対象建物の耐震等級を証明した書類*6 例)「住宅性能評価書」、「共用部分検査・評価シート」、「住宅性能証明書」、「技術的審査適合証」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」、「耐震性能評価書(耐震等級割引の場合に限ります。)」等
耐震等級割引 (等級1:10% 等級2:30% 等級3:50%)	耐震等級*4を有している建物であること	②独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書*6 例)フラット35Sの適合証明書等 ③長期優良住宅の認定を受けていることが確認できる書類(工事種別が新築の場合は耐震等級割引(30%)、増築・改築の場合は耐震等級割引(10%)を適用します*7) 例)「認定通知書」、「住宅用家屋証明書」、「認定長期優良住宅建築証明書」
建築年割引 (10%)	昭和56年(1981年)6月1日以降に新築された建物であること	公的機関等が発行し、かつ適用条件を確認できる書類*8 例)「建物登記簿謄本」、「建築確認書」等
耐震診断割引 (10%)	耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること	①耐震診断の結果により国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)に適合することを地方公共団体等が証明した書類 ②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書 例)「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」等

*3 代表的な確認資料となりますので、詳細は代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

*4 住宅の品質確保の促進等に関する法律等により定められた「免震建築物」または「耐震等級」をいいます。

*5 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。

*6 確認資料から耐震等級を1つに特定できない場合は、確認できる最も低い耐震等級を適用します。ただし、登録住宅性能評価機関、適合証明検査機関または適合証明技術者に対して届け出た書類(「設計内容説明書」等)から耐震等級を1つに特定でき、本資料をセットでご提出いただいた場合には、その耐震等級を適用します。

*7 長期優良住宅の認定を受けるために所管行政庁に届け出た書類(「設計内容説明書」等)から耐震等級を1つに特定でき、本資料をセットでご提出いただいた場合には、その耐震等級を適用します。

*8 「工事完了予定」「工事開始時期」等の表記で昭和56年(1981年)6月1日以降に建築されることが分かる書類を含みます。

2 住まいの保険 自動継続方式

住まいの保険の保険期間を10年(払込方法は一時払)でご契約される場合は、自動継続方式*9をお選びいただけます。*10初回のご契約の際にお選びいただいた自動継続後のご契約の払込方法および保険期間で自動的に継続いたします。なお、住まいの保険とあわせて地震保険をご契約いただく場合は、初回のご契約の際に自動継続後のご契約の地震保険の保険期間・払込方法もお選びいただく必要があります。

*9 保険契約の自動的な更新に関する特約(住まいの保険用)がセットされたご契約の満期時に自動的に継続することをいいます。

*10 ご契約条件により、自動継続方式をお選びいただけない場合があります。

自動継続イメージ図		自動継続後のご契約の保険期間・払込方法			
		パターン	住まいの保険保険期間	払込方法	
初回のご契約(10年)	自動継続	①	5年	口座振替・クレジット・カード払	年払
	自動継続	②			一時払
	自動継続	③	10年		一時払

- 各ご契約の満期日までに、「ご契約者から継続しない旨のお申し出」または「東京海上日動からご契約者へ継続しない旨の通知」がない限り、ご契約は自動的に継続されます。

- 自動継続後のご契約は、保険期間、払込方法、建物の評価額・支払限度額(保険金額)を除き、原則、継続前のご契約と同等のご契約内容で自動的に継続されます。なお、各ご契約の満期日までに事前に、自動継続後のご契約内容をご案内いたします。

- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、自動継続後の補償については継続日における内容が適用されます。この結果、自動継続後の補償内容等が変更されることや自動継続できないことがあります。

- 自動継続後のご契約の保険料は、継続日時点の保険料率および割引率等を適用します。したがって、自動継続後のご契約の保険料は、継続前のご契約の保険料と異なる場合があります。

- ❗金融機関によっては10年後の自動継続時に保険料を口座振替できない場合があります。この場合、改めて口座振替依頼書をご提出いただき、再度口座設定をしたうえで、翌月に口座へご請求します。

本冊子で用いる用語の解説

家財:建物内(軒下を含みます。)に収容される、生活用の家具、衣服、その他の生活に必要な動産をいいます。

設備・什器:建物内(軒下を含みます。)に収容される、業務用の設備、装置、什器や備品等の動産をいいます。

商品・製品:建物内(軒下を含みます。)に収容される、販売用の商品、製品やその原料、材料等の動産をいいます。

水濡れ:給排水設備に生じた事故による水濡れ、または他の戸室で生じた事故による水濡れをいいます。

ご家族:被保険者本人の配偶者、被保険者本人またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子(未婚の子とは、これまでに一度も法律上の婚姻歴がない子をいいます。)をいいます。

配偶者:婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。)。*婚姻とは異なります。

①婚姻意思*11を有すること

②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*11 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

お住まいの地域のリスクをご存知ですか？

是非、ご確認ください。

国土交通省ハザードマップポータルサイト

<https://disaportal.gsi.go.jp/>

〈一例〉大阪市北区付近

